

あなたの移住・定住を応援します！

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 315

■松浦市若者新生活応援制度

松浦市では、「住みたい・住み続けたいまち」を目指し、移住や定住を促進するため、就職や結婚などにより新たな生活を始める皆さんを応援しています。まだ資格登録申請がお済みでない人は、ぜひご利用ください。

①ふるさと就職奨励金

～市内に定住する就職者を応援します～

【対象者】

◆Uターン者

松浦市外に1年以上居住後に松浦市へ転入した人のうち、転入から1年以内に就職し、5年以上市内に居住しようとする人 ※採用時年齢が満45歳未満の人

◆新規学卒者

松浦市在住で、新規学卒者のうち、卒業から1年以内に就職し、5年以上市内に居住しようとする人 ※採用時年齢が満30歳未満の人

【奨励金の額】

1人につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」 ※5年間で分割交付



②新生活奨励金

～転入や結婚により新生活を始める皆さんを応援します～

【対象者】

◆Uターン者

松浦市外に1年以上居住後に松浦市へ転入した人のうち、松浦市内の賃貸住宅に入居し、5年以上引き続き居住しようとする人 ※転入時年齢が満45歳未満の人

◆結婚された人

《新規転入者》

結婚後1年以内に松浦市の住民となる人で、5年以上引き続き居住しようとする人

《市内在住者》

結婚後引き続き住民となる人で、5年以上引き続き居住しようとする人

※いずれも、平成27年4月1日以降に結婚かつ、結婚時年齢が満45歳未満の人

【奨励金の額】

1世帯につき最大30万円分の「まつうら地域振興券」 ※5年間で分割交付



③定住奨励金

～松浦市内で住宅を取得する皆さんを応援します～

★定住奨励金の交付内容が変わります

本市では、これまで新規転入者および市内在住者が市内に住宅を取得される場合に定住奨励金を交付してきました。平成29年度から、住宅を取得されることに対する奨励金の交付内容を変更し、中古住宅の改修等をされる人への奨励金を追加しました。平成29年4月1日以降の定住奨励金の交付内容は次の通りです。

区分	新規転入者	市内在住者
A型 宅地取得および市内建築業者により建築された新築住宅に係る経費	宅地取得費の10%～50% (限度額40万円～200万円) + 住宅取得費の7% (限度額100万円) 最大300万円	宅地取得費の10% (限度額40万円) + 住宅取得費の3% (限度額50万円) 最大90万円
B型 中古住宅に係る住宅取得に要した経費	住宅(宅地含む)取得費の4% (限度額40万円)	住宅(宅地含む)取得費の3% (限度額20万円)
C型 市外建築業者により住宅を建築する際の宅地取得に係る経費	宅地取得費の10% (限度額40万円～200万円)	宅地取得費の10% (限度額40万円)

★新設分

中古住宅改修等	空き家バンクに登録された物件の所有者または利用者が行う中古住宅の改修および家財道具などの処分に必要な費用の50%以内 (限度額50万円)
---------	--

※それぞれの奨励金に交付要件などがあります。詳しくは、市のホームページでご確認いただくか、上記へお問い合わせください。



みんなの 熱意 & アイデア で まちづくり

元気なまちづくり活動を応援します!

— 松浦市元気なまちづくり活動支援費補助金 —

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 316

松浦市では、市民皆さんが自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対し補助金を交付しています。平成 22 年からスタートしたこの事業では、これまでに延べ 28 事業を応援してきました。

平成 29 年度も、まちづくりに熱意やアイデアを持つ、多くの団体からのご提案をお待ちしています。

■補助金

1 事業あたり 100 万円以内（ただし、人件費や工事費、団体の経常経費などは対象外）

■対象団体

市民や市内に勤務・通学する人が中心となっている 5 人以上の団体

■活動テーマ

次のいずれか 1 つ以上に該当すること。

- (1) 地域住民の交流推進
- (2) 地域協働活動の推進
- (3) 環境美化の推進
- (4) 地域の伝統文化の振興
- (5) 地域産業の振興
- (6) ボランティア活動の推進
- (7) 東日本大震災被災地の復興支援

■補助要件

次に掲げる条件をすべて満たしたまちづくり事業であること。
・特定の個人団体の利益につながらない公益性のある事業

- ・団体が自発的に創意工夫を凝らして行う事業
- ・市内で実施または市内に波及効果をもたらすことができる事業

■提案・審査方法

- ①事前相談（電話または窓口）
- ②市指定の様式により事業計画書を作成、事業実施前までに事業提案
- ③提案受付から約 2 カ月の間に審査会を開催（提案団体からのプレゼンテーション実施）

■提案書受付期限

- ①7月以降事業開始 → 5月12日(金)
 - ②9月以降事業開始 → 6月30日(金)
 - ③11月以降事業開始 → 8月31日(木)(最終受付)
- ※事業開始時期に関わらず早めに提案することが可能です。
※7月以前に事業開始を希望される場合はご相談ください。

スポーツ安全保険に加入しませんか

問 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 311

【対象者】スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う 4 人以上の団体・グループ

【掛金および保険金額】下記の通り。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

一般団体の加入区分

平成 29 年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

加入対象者	対 象	加入区分年間掛金 (一人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用 保険支払限度額
				死 亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)		
団体活動を行う 4 人以上の方々に加入ください。	子ども 中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	A1 800 円	団体活動 中とその 往復中	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償、合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180 万円
	団体活動全般(スポーツ・文化・ボランティア・地域活動など)	AW 1,450 円		2,100 万円	3,150 万円	5,000 円	2,000 円		
	団体活動全般および個人活動 ※AW区分の特徴:個人活動・個人練習なども補償の対象となります。		上記以外	100 万円	150 万円	1,000 円	500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 500 万円	対象外
大人	高校生以上	A2 800 円	団体活動 中とその 往復中	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180 万円
	スポーツ活動	C 1,850 円		2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		
	スポーツ活動の指導・審判	B 1,200 円		600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円		
65 歳以上	B 1,200 円	500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円				
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D 11,000 円		500 万円	750 万円	1,800 円	1,000 円		

短期スポーツ教室の加入区分 (教室ごとに 4 人以上で加入してください)

Web 限定	全年齢	短期スポーツ教室(開催期間 3 カ月以内)の活動	短期スポーツ教室	800 円	団体活動 中とその 往復中	2,000 万円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円	対人・対物賠償、合算 1 事故 5 億円 ただし、対人賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全・ 脳内出血など) 葬祭費用 180 万円
-----------	-----	--------------------------	----------	-------	---------------------	----------	----------	---------	---------	--	---